

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、高松市の土地改良事業（基盤整備促進事業香南中部地区（円光坊団地））の換地計画について
適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成20年1月4日から平成20年1月24日まで縦覧
に供する。

平成19年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀